

令和6年3月25日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会長 小金澤 健司（公印省略）

「令和5年度 欧米豪 FIT 旅行者誘客・受入事業（映像制作事業）」の  
委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

当機構では、標記事業に係る業務受託者を選定するため、下記のとおり企画提案を募集いたしますのでご案内申し上げます。

敬具

記

1. 委託事業名  
令和5年度 欧米豪 FIT 旅行者誘客・受入事業（映像制作事業）
2. 事業目的  
アドベンチャートラベルを嗜好する欧米豪の個人旅行者を対象に、AT 適地・北海道の認知度向上に加え、特にグリーンシーズンのインバウンド誘客促進を図るため、北海道内の AT コンテンツを紹介する動画及び北海道認定 AT ガイドを紹介する映像を制作し、既存の AT 商品や今後造成する商品に関する情報の発信を行なう。
3. 応募方法  
募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。
4. 主な業務委託内容
  - (1) ATTA 主催イベント『Adventure ELEVATE Europe』出展時に放映する動画の制作
  - (2) 北海道特有の自然や文化資源を活かした特別な体験コンテンツ及び北海道認定 AT ガイド紹介動画の制作
  - (3) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
5. 今後のスケジュール（予定）

3月25日（月）	公示
4月1日（月）	企画提案参加表明締切
4月8日（月）	企画提案書の提出期限
4月上旬	企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託事業者決定、契約締結
4月中旬	業務開始
6. 問合せ先  
札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
（公社）北海道観光振興機構 AT 推進部  
担当：石橋静枝 TEL 011-206-6951（3月29日まで）／070-8921-4658

「令和5年度 欧米FIT 旅行客誘客・受入事業（映像制作事業）」  
に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 目的  
アドベンチャートラベルを嗜好する欧米豪の個人旅行者を対象に、AT 適地・北海道の認知度向上に加え、特にグリーンシーズンのインバウンド誘客促進を図るため、北海道内の AT コンテンツを紹介する動画及び北海道認定 AT ガイドを紹介する映像を制作し、既存の AT 商品や今後造成する商品に関する情報の発信を行なう。
2. 業務実施主体及び事業実施方法  
公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施。
3. 企画提案応募条件等  
単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること
  - (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
    - ① 民間企業
    - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
    - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
  - (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
  - (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
  - (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
  - (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること
4. 契約方法等  
公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約  
※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。
5. 委託事業費（上限）  
**4,000,000 円**（消費税及び地方消費税相当額を含む）
6. 委託期間及び業務スケジュール
  - (1) 委託期間  
契約締結日から令和6年9月30日（月）まで
  - (2) 業務スケジュール
    - 3月25日（月） 公示・観光機構WEBサイト掲載
    - 4月1日（月） 企画提案参加表明締切
    - 4月8日（月） 企画提案書の提出期限
    - 4月上旬 企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託事業者決定、契約締結

4月中旬 業務開始  
9月30日(月) 事業実績報告書の提出

※日程は変更となる場合があるため、その都度確認すること。

## 7. 業務委託内容(企画提案事項)

### (1) AT動画の制作(Adventure ELEVATE Europe用)

#### ① 用途

- (ア) Adventure ELEVATE Europe(2024年5月21日~23日、オーストリア)での放映  
<https://events.adventuretravel.biz/adventureelevate/europe-2024>
- (イ) 北海道のアドベンチャートラベルに係わる各種プロモーション(SNS、ウェブサイト、観光セミナー、観光機構事業など)
- (ウ) 旅行会社、DMO、メディアへの提供(編集加工する可能性あり)

#### ② 基本規格

フルHD 1920×1080ピクセル MP4ファイル形式

#### ③ 言語

- (ア) 音声 英語を基本とする
- (イ) 字幕 日本語の音声が入る場合は英語字幕を入れる

#### ④ 制作本数・尺

- |             |        |    |
|-------------|--------|----|
| (ア) 基本版     | 1~3分程度 | 1本 |
| (イ) 短編の縦型動画 | 30秒以内  | 1本 |

#### ⑤ 編集方法・素材

- (ア) 既存素材の編集による映像作品の制作とする。
- (イ) 観光機構が指定する地域資源と、これまでの事業にて制作した動画等の既存素材を組み合わせ、1本の動画を制作する。
- (ウ) 地域資源の素材については、対象地域の関係自治体や団体等と調整のうえ、収集すること。

#### ⑥ テーマ・内容

- (ア) 北海道のアドベンチャートラベルの魅力が伝わる内容とし、北海道特有の自然や文化資源等を感じられる内容とすること。
- (イ) 観光機構が指定する地域やコンテンツ(後述)を盛り込んだ内容とすること。
- (ウ) グリーンシーズンへの誘客促進に繋がる内容とすること。ただし、次項「鉄道橋「タウシュベツ川橋梁」(上士幌町)」においては、冬季への誘客促進にも資する内容とすること。

※最終的に観光機構と協議の上決定するが、ATへの理解度を審査するため、企画提案時に2案以上提案すること。

#### ⑦ 対象とする地域資源および既存動画

##### (ア) 地域資源

- ・ 世界ジオパーク「有珠山」(壮瞥町・洞爺湖町)
- ・ 日本の最北の秀峰「利尻山」(利尻町・利尻富士町)
- ・ 積丹ブルーで有名な「神威岬」(積丹町)
- ・ 森林で体験するアイヌ文化(平取町)
- ・ 鉄道橋「タウシュベツ川橋梁」(上士幌町)

##### (イ) 既存動画

下記の動画の中から夏季のコンテンツを使用すること

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdnt1gbAr1LJHNjX5NQggYal>

- ⑧ 著作権等について
  - (ア) 使用する音源 (BGM) 等は、著作権フリー素材を使用すること。有償素材使用の場合はその使用範囲が納品後の編集を含む 2 次利用が可能であること。
  - (イ) 受託者にて用意する ライブラリー素材は補助的に活用することを可とするが、納品後の 2 次利用が可能であること。
  - (ウ) 制作した動画は、3 年間使用することを想定し、毎年変わる素材は原則使用しないこと。(イベント・祭り素材は、キャプションに撮影年月日を記載することで対応する)
- ⑨ 留意事項
  - (ア) 観光機構と協議の上、制作内容を決定すること。
  - (イ) 編集に当たっては、これまでに機構が制作した動画を参考にすること。  
<https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdkiUs22iB3rPcTaPB6IDylP&si=va3US1MrmiVXD1u9>
  - (ウ) AT の理念や視聴対象となるマーケットのニーズに合致するよう、AT に知見のある者を監修としてつけること。
  - (エ) 仮編集の段階で、観光機構に内容の確認を行うこと。
  - (オ) 映像の著作権は観光機構のみに帰属するものとする。
- (2) AT 動画の制作 (特別な体験および北海道 AT ガイドの紹介)
  - ① 用途
    - (ア) 北海道のアドベンチャートラベルに係わる各種プロモーション (SNS、ウェブ サイト、観光セミナー、観光機構事業など)
    - (イ) 旅行会社、DMO、メディアへの提供 (編集加工する可能性あり)
  - ② 基本規格  
フル HD 1920×1080 ピクセル MP4 ファイル形式
  - ③ 言語
    - (ア) 音声 英語を基本とする
    - (イ) 字幕 日本語の音声が入る場合は英語字幕を入れる
  - ④ 制作本数・尺
    - (ア) 基本版 1～3分程度 ×2本
    - (イ) 短編の縦型動画 30秒以内 ×2本
  - ⑤ 編集方法・素材
    - (ア) 新規撮影に加え、これまでの事業にて制作した既存動画等を編集し、制作することも可能とする。
    - (イ) 新規撮影素材と既存素材を混在させ 1 本の動画制作することも可能とする。
  - ⑥ テーマ・内容
    - (ア) グリーンシーズンへの誘客促進に繋がる内容とすること。ただし、次項「鉄道橋「タウシュベツ川橋梁」(上士幌町)」においては、冬季への誘客促進にも資する内容とすること。
    - (イ) 観光機構が観光庁補助事業\*1 を活用して新たに造成する AT 商品 (以下「新規造成商品」という。) に含む、特別な体験を盛り込んだ内容とすること。

## \*1 観光庁補助事業

『特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業』

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03\\_000118.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000118.html)

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/news03\\_000249.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000249.html)

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001727913.pdf>

### 観光機構による採択事業名

『日本初の地域認定 AT ガイドがもたらす特別な旅行商品造成・販売事業』

北海道特有の自然資源や文化資源の立入禁止区域を、全国初の知事による認定を受けた北海道アドベンチャートラベルガイド等の案内により限定的に公開する特別な AT 商品を造成する。造成目標は 5 地域×5 商品（日帰り 1 本＋日帰りコースの内容を含む複数日コース 4 本）＝25 商品。スケジュールは 4 月に地域内調整、5～7 月に商品造成、8 月より販売開始の見込み。

- (ウ) 北海道認定 AT ガイドを紹介し、その認知度向上および活用促進に繋がる内容とすること。北海道認定 AT ガイドの人選については、観光機構と協議のうえ決定することとする。

### 北海道 AT ガイド認定等制度について

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/500-outdoor/atguide.html>

※最終的に観光機構と協議の上決定するが、AT への理解度を審査するため、企画提案時に 2 案以上提案すること。

## ⑦ 対象とする地域資源および既存動画

### (ア) 地域資源

- |                  |             |        |
|------------------|-------------|--------|
| ・ 世界ジオパーク「有珠山」   | (壮瞥町・洞爺湖町)  | トレッキング |
| ・ 日本の最北の秀峰「利尻山」  | (利尻町・利尻富士町) | サイクリング |
| ・ 積丹ブルーで有名な「神威岬」 | (積丹町)       | トレッキング |
| ・ 森林で体験するアイヌ文化   | (平取町)       | トレッキング |
| ・ 鉄道橋「タウシュベツ川橋梁」 | (上士幌町)      | サイクリング |

### (イ) 既存動画

下記の動画の中から夏季のコンテンツを使用すること

<https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdkiUs22iB3rPcTaPB6IDylP&si=va3US1MrmiVXD1u9>

## ⑧ 著作権等について

- (ア) 使用する音源 (BGM) 等は、著作権フリー素材を使用すること。有償素材使用の場合はその使用範囲が納品後の編集を含む 2 次利用が可能であること。
- (イ) 受託者にて用意する ライブラリー素材は補助的に活用することを可とするが、納品後の 2 次利用が可能であること。
- (ウ) 制作した動画は、3 年間使用することを想定し、毎年変わる素材は原則使用しないこと。(イベント・祭り素材は、キャプションに撮影年月日を記載することで対応する)

## ⑨ 留意事項

- (ア) 制作内容は観光機構と協議の上で決定すること。

- (イ) 撮影時期は、新規造成商品の造成状況に応じて観光機構と協議の上で決定すること。
- (ウ) 編集に当たっては、これまでに機構が制作した動画を参考にすること。  
<https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdkUs22iB3rPcTaPB6IDylP&si=va3USlMrmiVXD1u9>
- (エ) AT の理念や視聴対象となるマーケットのニーズに合致するよう、AT に知見のある者を監修としてつけること。
- (オ) アクティビティに関しては、ガイドを同行し撮影すること。可能な限り北海道アウトドア資格を保持するガイドを利用すること。
- (カ) 動画に登場するアクティビティ参加者を想定した人物は、視聴対象とする国に違和感のない国籍・年齢層・ファッションとすること。アクティビティの参加者レベルに応じた服装やギアも意識し、メーカーについては観光機構が指定することがある。
- (キ) 仮編集の段階で、観光機構に内容の確認を行うこと。
- (ク) 新規撮影された映像の著作権は、観光機構のみに帰属するものとする

【(1)・(2)共通の注意事項】

新規造成商品の活用・周知を積極的に行うこと。

事業実施内容は観光機構と協議の上で決定すること。

- (3) その他自由提案
- (1)～(2)の事業をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。
- (4) 地域及び事業者への協力依頼
- 可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。
- (5) 上記(1)～(4)の業務遂行にかかる計画の策定
- (6) 上記(1)～(4)の業務遂行にかかる進行管理
- (7) 事業実績報告書及び成果物の提出
- ① 7(1)の AT 動画（Adventure ELEVATE Europe 用）
- (ア) 納品期限  
令和 6 年 5 月 10 日（金） ※仮編集または絵コンテを事前に提出すること
- (イ) 納品物  
次の動画データを USB メモリに格納して 2 本納品すること。
- ・ 動画作品のファイル（Adventure ELEVATE Europe 用動画）  
通常版 1 本およびダイジェスト版 1 本
  - ・ テロップ等が含まれていない動画ファイル（編集可能な状態のもの）  
通常版 1 本およびダイジェスト版 1 本
- ② 7(2)の AT 動画（特別な体験および北海道 AT ガイドの紹介）
- (ア) 納品期限  
令和 6 年 8 月 30 日（金） ※仮編集または絵コンテを事前に提出すること

(イ) 納品物

次の動画データを USB メモリに格納して 2 本納品すること。

- ・ 動画作品のファイル(北海道特有の自然や文化資源を活かした特別な体験コンテンツ及び北海道認定 AT ガイドを紹介する動画)  
通常版 2 本およびダイジェスト版 2 本
- ・ テロップ等が含まれていない動画ファイル (編集可能な状態のもの)  
通常版 1 本およびダイジェスト版 1 本

③ 最終成果品

(ア) 納品期限

令和 6 年 9 月 30 日 (月)

(イ) 納品物

事業実績報告書 紙媒体 3 部およびデジタルデータ

(デジタルデータは USB メモリに格納し、2 本提出すること)

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出期限 令和 6 年 4 月 1 日 (月) 15 : 00
- (2) 提出方法 E メール (書式は任意)
- (3) 提出場所 AT 推進部 石橋静枝 ishibashi@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容 (企画提案事項)」に係る企画提案事項を記載すること。  
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする (A4 用紙 1 枚程度)。

③ 実施スケジュール (企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する)

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること (定型書式は別添のとおり)

⑦ 見積書 (参考見積り)

- ・ 押印不要 (企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する)
- ・ 各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること
- ・ 協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲 (責任分界点)、再委託金額を明記すること
- ・ 観光機構職員の旅費は積算に含まないこと
- ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4 判 5 部 (社名あり 1 部、社名なし 4 部)

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送 (提出期限必着) すること。FAX、メールでの提出は不可。

- (4) 提出期限  
令和6年4月8日(月)15:00(厳守)
- (5) 提出場所  
札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
(公社)北海道観光振興機構  
AT推進部 担当:石橋静枝  
TEL 011-206-6951(3月29日まで) / 070-8921-4658

#### 10. 選定基準

- (1) 業務遂行能力
- (2) 北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (3) 企画提案の目的適合性
- (4) 指示内容が十分理解されているか。
- (5) 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- (6) 効果的な事業内容となっているか。
- (7) 実現性
- (8) 事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (9) 経済合理性
- (10) 費用対効果が高い提案になっているか。

#### 11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

#### 12. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等  
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

#### 13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
AT推進部 石橋静枝  
Email [ishibashi@visithkd.or.jp](mailto:ishibashi@visithkd.or.jp)  
TEL 011-206-6951（3月29日まで）／070-8921-4658

以上

### 委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

#### 契約全般について

##### 契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

##### 再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

##### 報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

##### 調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

##### 指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなる場合があります。また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

##### その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

#### 再委託について

再委託は禁止です。  
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます

##### 再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

##### 再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和5年度 欧米豪 FIT 旅行客誘客・受入事業（映像制作事業）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和5年度 欧米豪 FIT 旅行客誘客・受入事業（映像制作事業）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は \_\_\_\_\_ とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。



